第２次宗像市男女共同参画プラン

お互いを尊重して、みんなが幸せに生活できるまちづくり

平成２３年４月

宗　像　市

はじめに

急速な少子・高齢社会の進行や人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化の進展など日本社会全体が大きな転換期を迎えています。

本市においては、平成１５年に、旧宗像市と旧玄海町が合併、平成１７年には、旧大島村と合併し、従来のベッドタウンから離島や海などの自然や歴史遺産を有する現在の「宗像市」となりました。

また、厳しい経済情勢や雇用問題も他市と同様大きな課題となっています。このような状況の中で、『元気な市民と、元気なまちづくり』を実現するためには、女性も男性も、互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が望まれます。

これからの取り組みとしては、市民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。

国も男女共同参画の推進を２１世紀の最重要課題と位置づけています。

本市におきましては、「男女共同参画プラン」の計画期間の終了に伴い、「第２次男女共同参画プラン」（２０１１年度～２０２０年度）を策定しました。

“お互いを尊重して、みんなが幸せに生活できるまちづくり”という基本理念のもと、ワーク・ライフ・バランスの確立、一人ひとりの人権が尊重される社会づくり、性別にとらわれない社会づくり、個性と能力を発揮し男女がともに参画できる社会づくりを基本目標に掲げております。

計画の策定にあたっては、「宗像市男女共同参画推進懇話会」のみなさまをはじめ、パブリックコメントを通じ「むなかた男女共同参画協議会」や関係団体、市民のみなさまからの貴重なご意見をいただきましたことに深くお礼申し上げます。

市はもとより、関係団体、関係機関、市民との連携・協働により総合的、計画的に男女共同参画プランを推進することにより、男女が共にいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に努めてまいりたいと考えておりますのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。

平成２３年４月

宗像市長　谷井　博美

もくじ

第１章　計画策定の目的と背景

1　計画策定の目的 …… 1
2　計画策定の背景 …… 2
（1）世界の取り組み …… 2
（2）国・県の取り組み …… 2
（3）宗像市の取り組み …… 3

第２章　計画の概要

1　宗像市の現状と課題 …… 5
2　計画の位置づけ …… 10
3　計画の期間 …… 10
4　計画の基本理念 …… 11
5　計画の体系 …… 12

第３章　目指すべき方向と施策の進め方

基本目標Ⅰ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確立に向けた社会づくり

1　家庭生活における男女共同参画の推進 …… 14
2　両立しやすい職場環境づくり …… 18

基本目標Ⅱ　一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

1　あらゆる暴力根絶のための対策と推進 …… 20
2　生涯を通じた女性の健康支援 …… 25
3　みんなが安全に暮らせる社会環境づくり …… 26

基本目標Ⅲ　性別にとらわれない社会づくり

1　男女共同参画意識の浸透 …… 27
2　教育・学習の場における男女共同参画の推進 …… 30

基本目標Ⅳ　個性と能力を発揮し、男女がともに参画できる社会づくり

1　政策・方針決定過程への女性の参画の推進 …… 34
2　地域・社会活動への男女共同参画の推進 …… 38
3　職域における男女共同参画の推進 …… 40
4　国際社会との連携 …… 42

◇　計画の推進 …… 43

もくじ

資料編

1　男女共同参画に向けての動き……………………………………… 45
2　男女共同参画社会基本法…………………………………………… 47
3　宗像市男女共同参画推進条例……………………………………… 54
4　宗像市男女共同参画推進本部設置要綱…………………………… 59
5　宗像市男女共同参画推進懇話会規則……………………………… 61
　（別表　宗像市男女共同参画推進懇話会委員）
6　宗像市男女共同参画推進委員会設置要領………………………… 63
　（別表第１　宗像市男女共同参画推進委員会）
　（別表第２　策定部会）
7　用語の解説…………………………………………………………… 65

※本文中の「*」については用語の解説をご参照ください。

第１章　計画策定の目的と背景

第１章　計画策定の目的と背景

1 計画策定の目的

本市では、女性問題の総合的な施策の立案とその推進を図るため、1993（平成5）年に「宗像市女性問題懇話会」を設置、男女共同参画社会の確立を基本理念にした「むなかたレディースプラン」を策定しました。さらに、1994（平成6）年から女性センターの建設に向けて検討を開始し、1998（平成10）年に、女性政策を推進するため女性政策課を設置、次いで、女性センター「ゆい」をオープンし、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施してきました。2001（平成13）年には「宗像市男女共同参画プラン」を策定、2004（平成16）年に「宗像市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に関する施策や事業を積極的に推進しているところです。その結果、1998（平成10）年には20.7％であった審議会等委員の女性比率は、現在39.0％で県内トップを誇るようになりました。しかしながら、そのような進展の一方、就労、地域、教育等さまざまな分野で、依然として意思決定に参加する女性の割合が低いことも事実です。また、平成20年調査で見ると、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等が根強く存在していることが分かります。また、実際にも仕事と家庭の両立は、女性にも男性にも困難な状況があり、宗像市のみならず、国の施策としてもワーク・ライフ・バランスが提唱されています。

このような課題に対応するため、一人ひとりの人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、男女がともに参画できる男女共同参画社会の実現に向け、市・市民・学校・事業所等が連携して、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「第２次宗像市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画策定の背景

（１）世界の取り組み

男女共同参画の世界的な取り組みは、国連が 1975（昭和 50）年を国際婦人年と定めて以来、継続的に進められてきました。同年、国際婦人年世界会議（第 1 回世界女性会議）が開催され、各国の取るべき施策の指針となる世界行動計画が採択されました。1979（昭和 54）年の第 34 回国連総会では女子差別撤廃条約が採択され、この条約は固定的な性別役割分担意識の変革を理念としており、世界の男女平等政策の基盤となりました。

1993（平成 5）年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。1995（平成 7）年の第 4 回世界会議では、21 世紀に向けての新たな行動綱領や世界の女性の地位向上と*エンパワーメントを目指す北京宣言が採択され、女性に対する暴力の問題の重要性が認識されるとともに、21 世紀に向けた政策の国際的な指針と位置づけられました。

その後、2000（平成 12）年に開催された国連特別総会（女性 2000 年会議）では、北京行動綱領の実施を促進するための成果文書が採択され、世界各国の推進状況について成果の見直しと今後の課題を検討し、課題解決に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。これ以降、5 年ごとに国連の「女性の地位委員会（CSW)」において、「北京宣言」と「北京行動綱領」の実施状況についての検証が行われています。2010 年 3 月には、第 54 回「女性の地位委員会（「北京＋15」)」が開催されたばかりです。世界的に男女共同参画の推進に向けて着実な歩みが続けられています。

（２）国・県の取り組み

国際的な動きに連動して日本においても男女共同参画の取り組みが進められてきました。

1985（昭和 60）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、1986 年（昭和 61）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法)」を制定、男女平等を進めるための法的な整備が進められました。そして、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が我が国にとって 21 世紀の最重要課題と位置づけられ、法に基づき翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

男女共同参画社会基本法の第 9 条では、地方公共団体の責務として、同法の基本理念にのっとり、国の施策に準じた施策及び地方に応じた施策を策定し、実施

することが明示されています。これを受け、福岡県内でも 2001（平成 13）年に福岡県男女共同参画推進条例を制定しました。同年、男女共同参画推進課へ組織改正があり、県においても推進体制が強化されました。

2001（平成 13）年に内閣府に男女共同参画局や男女共同参画会議が設置され、男女共同参画社会づくりに向けた推進体制が強化されました。また、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行され、2004（平成 16）年には、配偶者暴力防止法の一部改正により、都道府県による基本計画の策定が義務づけられました。さらに、2007（平成 19）年の法改正により、市町村においても基本計画を策定することが努力義務となりました。このような２度にわたる改正を経て、女性への暴力根絶のための施策が進められてきました。

2005（平成 17）年に策定された男女共同参画基本計画（第２次）では科学技術や地域づくりなど多様な取り組みの必要性が示されるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が掲げられ、家庭や地域への男性の参画が重視されてきました。これらの計画が実施されながらも、固定的な性別役割分担意識の変革は容易ではなく、この 2010（平成 22）年に策定中の第３次計画では、男性にとっての男女共同参画の意義の浸透がいっそう進められようとしています。

県においても、2006（平成 18）年に第２次福岡県男女共同参画計画が策定され、これまでの施策を総合的、計画的に推進することになりました。同年、福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画が策定され、女性への暴力根絶に向けた取り組みが強化されています。

（３）宗像市の取り組み

本市では、1983（昭和 58）年に「働く婦人の家」を設置し、女性の能力開発や福祉の向上の取り組みに着手しました。1990（平成 2）年には女性問題の総合調整を企画調整部企画課が担当し、事業の実施を働く婦人の家が受け持つなど、担当業務の位置づけを行いました。

翌 1991（平成 3）年には、「第３次宗像市総合計画」の中で、男女平等社会の実現に向けて、「①女性対策推進体制の整備、②社会参加の促進、③教育・啓発事業」を施策の柱にあげ、男女平等社会づくりに努めてきました。翌 1992（平成４）年には、本市の実情にあった女性行政施策を展開するために、「男女共同参画社会に関するアンケート調査」を実施しました。

これらの施策、事業を受けて、1993（平成 5）年には、「宗像市女性問題懇話会」を設置し、男女共同参画社会の確立を基本理念にした「むなかたレディース

プラン」を策定しました。さらに 1994（平成 6）年から「女性センター」の建設について検討を開始し、1998（平成 10）年には、女性政策を推進するため女性政策課を設置するとともに、宗像市女性センター「ゆい」をオープンし、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

2003（平成 15）年からは、女性政策課を男女共同参画推進課、女性センターを男女共同参画推進センター「ゆい」と改称し、啓発事業、チャレンジ支援事業、相談事業等を積極的に行っています。

また、2004（平成 16）年、「宗像市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市は、平成 15 年に旧宗像市と旧玄海町、平成 17 年に旧大島村が合併しました。2 つの離島を擁する市となり、離島に対する取り組みや、漁業分野への男女共同参画に関する取り組みを進めているところです。

以上のとおり、宗像市は男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取り組みを進めてきました。しかしながら、近年、非正規雇用の増加と正規雇用者の過重労働といった、働き方の二極化に拍車がかかり、安定した家庭生活を営むことに支障が生じてもきています。共働き世帯は増えていますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識はまだ残っており、働き方や子育て支援もこうした性別役割分担を前提とした部分が見られます。男女がともに、仕事とそれ以外の活動（家庭生活、地域活動、個人の趣味など）を、自ら希望するバランスで展開できるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。また、女性に対する暴力については、宗像市でも相談・支援体制を整え事業に取り組むなかで、被害の実態や深刻さが少しずつ明らかになってきました。今後さらに、取り組みの充実が必要です。

第 2 次宗像市男女共同参画プランでは、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた社会づくり、暴力の根絶に向けて一人ひとりの人権が尊重される社会づくり、そしてそれらの基盤となる性別にとらわれない社会づくり、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会づくりに取り組んでいきます。